

◎新潟県告示第1557号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所  
刈谷田川漁業協同組合  
長岡市滝の下町4番35号
- 2 漁業権の免許番号  
内共第12号
- 3 変更の内容  
（釣堀的漁場）

第9条表中の「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」を「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
平成28年1月1日